

松戸市脱炭素政策検討業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は令和5年度に実施した「松戸市脱炭素市民会議等運営支援業務委託」の中で開催した「松戸市脱炭素有識者会議」で、今後検討すべき政策について、具体的な検討を行うためのものである。

本市では令和3年度末にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、「松戸市地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年度に市域からのCO₂排出量を実質ゼロとするための取組を進めている。令和5年度の検討の中で、市域の再エネの導入促進のため、太陽光発電設備の導入促進のための制度作りや再エネの促進区域の設定等が必要とされた。これらの具体的な制度の検討及び、「松戸市地球温暖化対策実行計画」への反映のため、令和6年度は「松戸市環境審議会」に(仮称)脱炭素専門部会を設置し検討を進めていく予定となっている。

本業務は(仮称)脱炭素専門部会の議論や承認のための情報収集や資料の作成を行い、その審議の進捗に合わせて具体的な政策を取りまとめていくとともに、「地球温暖化対策実行計画」の改定案の作成や市民アンケートの設計を行うものである。

また、本業務は国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」への補助申請を想定している。

2 業務の概要

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 業務名 | 松戸市脱炭素政策検討業務委託 |
| (2) 業務場所 | 松戸市環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室 他 |
| (3) 業務内容 | 別紙『松戸市脱炭素政策検討業務委託仕様書』による |
| (4) 業務履行期間 | 令和6年8月末日から令和7年1月24日まで |

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

競争性・公平性の観点から広く提案を受ける必要があり、公募型とする。

5 事業スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年7月 1日 (月) |
| (2) 質問書の締切 | 令和6年7月 8日 (月) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和6年7月10日 (水) |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和6年7月22日 (月) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和6年7月24日 (水) |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和6年8月 6日 (火) |
| (7) プレゼンテーション | 令和6年8月19日 (月) (予備日：20日 (火)) |
| (8) 審査結果通知 | 令和6年8月21日 (水) |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格 次に掲げる事項とする。

- ①本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④過去3年以内に本業務と同種又は類似の同規模（人口20万人以上の自治体）のものに関し複数回受託した実績があること。
- ⑤本件の担当者は、過去3年以内に本業務と同種又は類似の同規模（人口20万人以上の自治体）のものに関し担当しており、本件の主任技術者として配置できること。

主任技術者とは、技術士の環境部門 環境保全計画の資格を有する者とする。

(2) 参加申し込み方法

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を提出すること。

①提出様式（押印不要）

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

過去3年以内に元請けとして契約し、既に完了した業務について記載すること。

エ 現受託業務概要（様式第4号）

令和6年度に受託している業務及び令和6年度で受託する予定の業務について、すべて記入すること。

オ 技術者の資格を有することを証する書類

カ 担当者の実績報告書（任意様式）

キ 参加資格確認書

（注）提出された書類の修正又は変更は認められない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出された参加申込書等は無効とする。

なお、提出書類の返却は行わない。

②提出期限 令和6年7月22日（月）午後5時まで

③提出先 松戸市役所環境部環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室

Tel：047-710-0243

住所：〒271-8588 松戸市根本387番地の5

④提出部数 各1部

⑤提出方法

以下の方法にて提出すること。

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までに松戸市役所新館6階環境部環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室に持参すること。

なお、持参する際は、予め提出日時を電話などで連絡すること。

イ 郵送

提出期限までに必着とする。郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。

ウ 電子メール

メール：mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

(3) 参加申込の承認について

参加申込の承認結果については、令和6年7月24日（水）に通知する。

7 提案限度額

金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。

- ア 業務実績
 - イ 業務実施体制
 - ウ 企画提案の内容
 - エ 参考見積価格
- (2) 企画提案書等の評価
- ア 評価基準 別紙のとおりとする。
 - イ 順位の決定 各委員の評価点数の平均の高い順に順位付けを行う。この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。
- (3) 選定の条件 各委員の評価点数の平均が60点以上であること。
 なお、条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公募する。

9 提案方法等

(1) 質問

- ① 質問方法 質問書（様式第5号）に記載の上、電子メールで事務局あてに送付すること

メール：mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加事業者数・参加事業者名・評価委員等）についての質問は受付けない

- ② 質問期間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月8日（月）まで

(2) 質問への回答

- ① 回答方法 松戸市ホームページ上に掲載する
 ② 回答日 令和6年7月10日（水）

(3) 提出書類の提出

- ① 提出書類（押印不要）

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 企画提案（様式第6号を表紙とし、A4版で20頁以内の様式自由とする。）仕様書や別表の評価基準をもとに、下記（a）から（h）までの事項を踏まえて作成すること。

（a）業務実績

同様の業務を受託した実績を記載すること。

（b）業務実施体制、スケジュール

本業務を実施するための人員、体制及びスケジュールを記載すること。

（c）業務全体の実施方針

本市の現状や課題を踏まえた提案の基本方針、及び概要を記載すること。

(d) 再生可能エネルギー等導入促進制度の検討

本市において、一定規模以上の建築物に対する太陽光発電の設置の義務化等を含めた制度の導入について、本業務で実施する具体的な検討内容を記載すること。ただし以下の事項について内容に含めること。

- ・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの推計
- ・再生可能エネルギー導入目標の算定
- ・再生可能エネルギー等促進制度の検討
- ・制度による二酸化炭素排出量削減効果の推計

(e) 再生可能エネルギー利用促進区域の設定

本市における建築物省エネ法に基づく再エネ促進区域の設定について、本業務で実施する具体的な検討内容を記載すること。ただし以下の事項について内容に含めること。

- ・市の土地利用規制や建築行為の制限等の把握
- ・促進計画案の作成
- ・促進区域の対象範囲の検討
- ・区域設定による二酸化炭素排出量削減効果の推計

(f) 公共施設における脱炭素化の促進

本市の公共施設についてZEB化等を進めるための導入指針の作成について、本業務で実施する具体的な検討内容を記載すること。ただし以下の事項について内容に含めること。

- ・「松戸市グリーン購入等基本方針」の建築物に関する環境配慮事項の組込についての検討
- ・制度導入による効果の試算

(g) その他検討事項

これら制度の実施を補完するため、本業務で実施する具体的な検討を記載すること。ただし以下の事項について内容に含めること。

- ・(d)、(e)を包括した脱炭素条例(案)作成方針の検討
- ・ゼロカーボンシティに向けたシナリオの作成(複数作成)

- ・市民アンケートの設計（実施は来年度以降）
- ・政策の進捗管理を行うための新たな指標の検討
- ・「松戸市地球温暖化対策実行計画」の部分改定内容の検討

(h) 独自提案

仕様書に記載のない独自のノウハウや提案があれば、積極的に記載すること。

ウ 見積書

A4版縦で様式自由とする。ただし、仕様書に記載した業務ごとの経費についても記載すること。

- ② 提出方法 持参、郵送または電子メール
- ③ 提出先 松戸市役所 環境部環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室
住 所：〒271-8588 松戸市根本387番地の5
メール：mazeroc@city.matsudo.chiba.jp
- ④ 提出期限 令和6年8月6日（火）
- (4) プレゼンテーション
 - ①出席者 1者3名以内とする。
 - ②実施日時 令和6年8月19日（月）予備日：20日（火）
 - ③実施時間 1者20分以内とする（質疑応答は別途20分）。
 - ④実施者 本業務を受託した際に担当する業務実施責任者または業務実施担当者が行うこと。
 - ⑤実施内容 資料は、提出した企画提案書とし、企画提案書の記載順にプレゼンテーションを行うこと。
 - ⑥貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。
 - ⑦その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

10 選考結果の通知について

選考結果は、参加事業者に対し、提案書表紙（様式第6号）に記載された担当者の電子メール宛てに令和6年8月21日に通知する。

選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

11 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）
ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は、対応させない。
（参加事業者が、2 者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加事業者名は公表しない。）

12 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤この要領に定める手続き以外の方法により本市の職員等に本プロポーザルに対する援助を求めた場合

13 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を速やかに提出すること。なお、様式については任意とする。

14 その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ②受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と 1 者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③参加事業者が 1 者であっても、評価を行い受託候補者の選考を実施する。
なお、選定の条件を満たさない場合には、受託候補者とならない。
- ④本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成 13 年松戸市条例 30 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

15 事務局

松戸市役所 環境部環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室
担当者 松戸、舟橋

TEL : 047-710-0243

Fax 047-366-8114

Mail mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

(失効日)

この要領は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。